

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の翌日)

## 目 次

◇規 則  
鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

## 規 則

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第八十四号

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部

を改正する規則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三消防防災課の項部長専決事項の欄第八号(ハ)中「作業主任者等」を「保安統括者等」に改め、同欄第九号(ニ)中「作業主任者免状」を「製造保安責任者免状」に改め、同号(ニ)中「作業主任者試験」を「製造保安責任者試験」に改める。

別表第三消防防災課の項部長専決事項の欄第十号中(ロ)を削り、(リ)を(ロ)とし、(ロ)を(リ)とし、同号(ロ)中「許可」を「認可」に、「変更」を「その変更」に改め、同号中(ロ)を(リ)とし、(ロ)から(リ)までを(ロ)から(リ)までとし、同欄第十一号(イ)中「作業主任者免状」を「製造保安責任者免状」に改める。

別表第三商工指導課の項部長専決事項の欄中第二号の次に次の一号を加える。

- 二の二 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
  - (一) 第五条の規定による貸金業者の登録
  - (二) 第三十六条の規定による貸金業者に対する業務の停止命令
  - (三) 第三十七条の規定による貸金業者の登録の取消し
  - (四) 第三十八条の規定による所在不明の貸金業者の公告及び登録の取消し
  - (五) 第三十九条の規定による貸金業者に対する処分事由の通知及び弁明等の機会の供与

(六) 第四十一条第一項の規定による監督処分を行った旨の公告  
 (七) 第四十一条第二項の規定による監督処分を行った旨の大蔵大臣への報告

別表第三商工指導課の項課長専決事項の欄第三号を次のように改める。  
 三 貸金業の規制等に関する法律に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三十五条第一項の規定による貸金業協会からの報告等の徴収  
 又は貸金業協会の業務を行う場所への立入検査

(二) 第四十条の規定による貸金業者の登録の消除

(三) 第四十二条第一項の規定による貸金業者からの報告の徴収又は貸金業者の営業所等への立入検査

別表第三労政課の項課長専決事項の欄第二号を次のように改める。

二 中小企業退職金共済法施行規則(昭和三十四年労働省令第二十三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの(地方機関等決裁規則別表第二の規定により労政事務所長に委任された事務を除く。)

(一) 第四条第二項第一号の規定による中小企業者であることの証明

(二) 第二十二条第二項の規定による不正受給の動機が他人の圧迫によるやむを得ないものであったことの証明

(三) 第三十六条第一項の規定による常時五人未満の従業員を雇用する者であることの証明

(四) 第三十九条の規定による再び中小企業者になったことの証明  
 別表第三労政課の項課長専決事項の欄第三号を削る。

別表第三農業指導課の項部長専決事項の欄中第七号を削り、第八号を

第七号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

別表第三畜産課の項部長専決事項の欄第一号中「酪農振興法」を「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に改め、同号(一)中「酪農近代化計画」を「計画」に改める。

別表第三畜産課の項課長専決事項の欄第一号中「酪農振興法」を「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に改め、同号(一)中「第二条の四」を「第二条の四第一項」に、「市町村酪農近代化計画」を「市町村計画」に改め、同号(二)中「市町村酪農近代化計画」を「市町村計画」に改め、同号中(三)を削り、(四)を(三)とし、(五)を(四)とし、(六)の前に(六)として次のように加える。

(六) 第十一条(第十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定による酪農事業施設を設置している者の届出の受理

別表第三畜産課の項課長専決事項の欄第一号(三)を次のように改める。

(三) 第十四条の規定による酪農事業施設の事業の開始等の届出の受理

別表第三畜産課の項課長専決事項の欄第一号(三)及び(四)中「行なう」を「行う」に改める。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二労政事務所長の項を次のように改める。

労政事務所長

中小企業退職金共済法施行規則(昭和三十四年労働省令第二十三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げ

るもの

- (一) 第四条第二項第一号の規定による中小企業者であることの証明
- (二) 第二十二条第二項の規定による不正受給の動機が他人の圧迫によるやむを得ないものであったことの証明
- (三) 第三十六条第一項の規定による常時五人未満の従業員を雇用する者であることの証明
- (四) 第三十九条の規定による再び中小企業者になったことの証明

別表第二地方農林振興局長の項第二十六号を次のように改める。

二十六 削除

別表第五陸運事務所長の項第一号中(四)を削り、(五)を(四)とし、(六)から(八)までを(七)までとし、同項第二号(一)中「自動車登録原簿」を「自動車登録ファイル」に改め、同号(四)中「区域の変更に係る登録換の申請の受理及び当該登録換に係る通知又は通報」を「本抛の位置等の変更に係る自動車登録番号の変更」に改め、同号(八)を次のように改める。

(八) 第二十二条の規定による登録事項等証明書の交付の請求の受理  
別表第五陸運事務所長の項第二号(四)を次のように改める。

(四) 第五十九条の規定による自動車の新規検査の実施

別表第五陸運事務所長の項第二号(四)中「第六十一条第二項」を「第六十一条第三項」に改め、同号(四)中「公告」を「公示」に改め、同号(四)中「第六十三条第三項」を「第六十三条第二項」に改め、同号中(三)を削り、(三)を(二)とし、(四)を(三)とし、(五)を削り、同号(四)中「命令」を「受理又は返

付」に改め、同号中(四)を(三)とし、(五)を(四)とし、(六)を(五)とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。